発 行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル 電話 03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183 http://homepage2.nifty.com/kitahou/





### あけましておめでとうございます

「規制緩和」の名のもとに、金融が投資ファンドまで利用し、産業まで支配し破壊するのを放置してきた結 果、米国発の詐欺商品サブプライムローンの被害は、これを大量に仕入れ、買い込んだ日本の金融機関と大 企業の底のみえない大損失で、大不況を到来させました。

このときこそ、「政治」の出番ですが、国民が望む年金・医療・介護・日雇派遣など何一つ解決できずに、 「三代目」とつづいた麻生首相も、政権にしがみついているのがやっとで、この難局を解決できるとは考えら れないでしょう。

それでも、今年は任期満了を控え、総選挙が必ずあります。私たちは主権者として、憲法9条戦争の放棄と 25条生存権を政治のうえで実現していくことを公約する政党に力を貸していきましょう。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2009年 元日

### 東京北法律事務所

鳥 生 忠 佑 弁護士 青木 護 同 介 同 坂 田 洋 事 務 局 同



### 御案内

業務時間 9:30~6:00 (土・日・祝日は 休み)



棚田(熊本県上益城郡山都町)

### 東京大気汚染公害裁判の和解成立

昨年8月から都内に1年以上居住するぜん息患者の治療費が無料となりました。 ぜん息の原因は問われません。北法律にご連絡下さい。

### 活動日誌が語るもの

# 北法律九条の会活動の記録

去津퇅务所に依頂省と中心こ東京比去津퇅务所しるの会を受力した。を受け、迫る自民党の改憲草案の公表を前にして、その二ヶ月後の二○○五年一月いち早く、東京北法律事務所は、二○○四年一○月の作家・文化人など九名の方々の直接の呼びかけ

法律事務所と依頼者を中心に東京北法律事務所九条の会を設立した。 設立にあたっては、総会を開催して、会則にあたる「申し合わせ」を採択し、その中で、本会は

文化人「九条の会」の呼びかけに賛同する者を会員とし、「政治的立場と信条をこえて」、「日本国憲法第九条の改憲に反対し、 これを阻止することを目的にします」と、目的の第一条に掲げた。

務局(青木・坂田弁護士など)は弁護士が勤め、弁護士に積極的活動が期待できるよう、体制をつくってきた。 会、講演会、映画の上映などを行います、と活動内容を掲げてある。事柄が憲法問題であるだけに、会長(鳥生弁護士)と事 活動としては、法律事務所の会として、 改憲の動きを迅速に把握して会員に伝えること、 九条の改憲阻止に役立つ学習

講座、名画の上映会の三分野の活動を実施してきた。 見学などの活動を行ってきたが、二〇〇七年九月からは北法ビルの三階会議室で、ほぼ毎月先の目的に掲げた講演・連続学習 二〇〇五年の設立当初は、毎回「北とぴあ」など他の会館を借りて、講演の他、 靖国神社や東京大空襲戦災資料センターの

次の頁(四頁目)を御覧下さい。これが、最近一年四ヶ月間の北法律九条の会の活動記録である。

# 設立と活動が必要か、なぜ、このような九条の会

弁護士は過去及び現在の依頼者多数持っているうえ、弁護士で憲法九条を守っていくことに反対する者はほとんどいないであろう。したがって、依頼者を核にして、法律事務所が依頼者の方々と共同で九条の会を設立することは十分可能なのである。

憲法改悪の基本政策を捨てたわけではありません。憲法改正国民投票法の発効があと二年となっている状況のもとで、弁護士事務所が全国的に、依頼者の中にそれぞれ九条の会をつくり、みずからが講師となって市民の間に九条がようで、対しているが大切だと考え、北法律九条の会の活動を行ってきたのです。の会の活動を行ってきたのです。

これから始まる自民と民主の「政界再もっと大きくつくることができれば、国民の中に、憲法を守る「世論」を

いでしょうか。な力を構築することができるのではな編」による改憲の発議を阻止する大き

# それは「政界の再編」である、改憲勢力がめざすもの、

三年間、つまり二〇一〇年までに「成人自民・公明が同意しただけでなく、以後る投票年齢を一八歳まで下げることに、正国民投票法の強行可決後、民主党によー昨年四月末の安倍首相による憲法改



### 東京北法律事務所プロデの会

年齢」を一八歳に下げるとした妥協によって、民法をはじめ多数の法律改正を行わざるを得なくなりました。今日は、そのための、関係法令の検討時期となって

このように、現在は二○一○年までの準備期間中ですが、あと二年が到来すれば、自民と民主の中にいる改憲派は、必要であれば政界再編までして勢いづくことが予想され、衆・参両院とも改憲勢力の結集を軸に、政界再編の動きが強まることが予測されます。

を前にして、改憲派は自民と民主の党派を立えた、衆・参国会議員による「憲法をこえた、衆・参国会議員による「憲法と正期成同盟」を結成し、自民党の中曽根元首相が会長に、副会長に民主党の鳩山幹事長が就任しています。改憲に関する限り政界再編は総選挙をまたずとも、すでに起きているといえるでしょう。そして、この国会議員同盟は、全国的に憲法「改正」運動を改めて盛り上げることを決議しています。

### 

が設立されたといわれています。昨年一所以上設立され、東京で八○○ケ所以上

○月二四日には、この八○○の会の力を

十分です。 ばならないことを考えれば、まだまだ不国民投票において過半数を獲得しなけれ東京でも、増加していますが、最終的に、のように、九条の会は全国的にも、

それでも、この草の根運動の発展で、世論調査の結果は昨年五月段階で、九条世論調査の結果は昨年五月段階で、九条との意見よりも、「改正しない方がよい」との意見よりも、「改正しない方がよい」とする意見の方が上回り、拮抗するようとする意見の方が上回り、拮抗するようとする意見の方がよい」が上回ったと報じられ、大きな反響を呼びました。

九条の会設立の役割は、これまで意思を表明されないできた人々がこれに加入を表明されないできた人々がこれに加入を張りめぐらし、世論を大きくしていくく張りめぐらし、世論を大きくしていくく張りめぐらし、世論を大きくしていく

の会を設立していくことが全国的に呼びに、税理士事務所など職業別にも職場ごとに、九条の会が設立されつつありますが、まだまだ数が少ない状態です。そしが、まだまだ数が少ない状態です。そしが、まだまだ数が少ない状態です。そしたがって、法律事務所以外にも、病

かけられ、取組まれています。

# 」、新たな海外派兵を阻止しよう

で一致しています。 皆さん。自衛隊海外派遣恒久法の制定

するのと同じ事態を招来します。に、さらに恒久法の制定は決定的に改憲を法律によって改憲してきた事態の上これまで特別措置法と称して憲法九条

でしょうか。

さは「法律事務所の例も参考にしていただけないの設立をめざして努力していただけないきながら、まずは「法律事務所九条の会」

あてていただいてもかまいません)。 を連絡会は、当座の連絡場所に当事務所を のことが必要となります(法律事務所の のことが必要となります(法律事務所の のことが必要となります(法律事務所の を連絡会」などを職業別につくっていく のことが必要となります(法律事務所し条の を連絡会は、当座の連絡場所に当事務所を

向に変えさせないためでと民主主義のため、そして国を危険な方と民主主義のため、そして国を危険な方

て立上がろうではありも職場でも、一致し



ませんか。

### 北法律九条の会の活動日誌

### 北法律の平和を守る活動実践史

2009年1月

### 1. 講演会

2007. 9. 7 「今後の憲法『改正』はどうなる」 講師 弁護士 鳥生忠佑

10.12「攻められたら、どうするか」講師同上11.16「福田内閣は改憲を推進するのか」講師同上

12.14 「自民党の改憲スケジュールは、生きているのか」 講師 同上

2008. 1.18 「報道されなかったイラク戦争」 講師 イラクの子どもを救う会 西谷文和氏

2.22 「幕は上がったが、新たな政治は舞台で始まるか」 講師 弁護士 鳥生忠佑

3.21 「9.11の真相とは」「誰でもできる平和のつくり方」 講師 きくちゆみ氏

4.18 「サミット後の秋まで、舞台は休演か」 講師 弁護士 鳥生忠佑

5.29 「世界に広がる、9.11の真相解明の動き」 講師 参議院議員 藤田幸久氏

12.19 「みんなでトーク」・活動日誌をめぐって

2009. 2.6 「それでも対テロ戦争を続けるのかーアフガニスタンの複合的な人道危機一」

講師 日本国際ボランティアセンター 代表理事 谷山博史氏

### 2. 憲法連続講座 講師 弁護士 鳥生忠佑

2007.11.16 憲法(日本の)とは、どんな法律ですか

12.14 「憲法のこのような性格」(立憲主義) は、どのような経過から成立したのですか

2008. 2.22 日本の憲法はどの流れを承継し、その中でどの位置にあるのですか

4.18 日本国憲法のどこが優れ、どこが弱点か

6.27 自民党と民主党の「憲法改正」の一致点と相違点

9.26 鈴木安蔵先生と日本国憲法の誕生

10.31 明治初期における「植木枝盛の憲法案」の革新性について

### 3. 映画上映会

2007. 9.7 「はだしのゲン」監督・脚本 山田典吾

10.12 「ガラスのうさぎ」橘祐典監督

11.16 「ひめゆりの塔」今井正監督

12.14 「黒い雨」今村昌平監督

2008. 1.18 「イラク 戦場からの告発」製作 西谷文和

2.22 「この子を残して」木下恵介監督

4.18 「不都合な真実」出演 アル・ゴア

6.27 「シッコ」 監督・脚本 マイケル・ムーア

8. 2 「東京裁判」小林正樹監督

10.31 「九条世界会議」

11.27 映画「日本の青空」の北区における上映支援

12.19 「バルトの楽園」出目昌伸監督

2009. 2.6 「アフガニスタンの危険な近況」製作 谷山博史







### 国旗 ・国歌について学ぶことと

# 東京都教育委員会による強制

# | ○・二三通達は | 不当な支配

典を行うかは生徒のことをもっともよ 戒処分を受けるようになりました(一 こと(CD演奏は不可)、 すべての 行われていたフロア式・対面式も不 席すること(教師の座席を生徒の方に 揚されている舞台壇上正面を向いて着 可)国歌を起立斉唱するよう生徒を指 式・入学式・周年行事の実施方法につ 立高校と障害児学校の校長に、卒業 三日東京都教育委員会は、すべての都 く知っている教師や学校現場に委ねら 回目は戒告、二回目以降は減給、停職)。 に起立斉唱又はピアノ伴奏の職務命令 向けるのは不可、多くの障害児学校で 導すること、 生徒も教師も国旗が掲 れるべきです。在日朝鮮韓国人の生徒 いによって行われます。どのような式 が出され、不起立・不伴奏の教師は懲 を発すること。この通達以降、全教師 校長はすべての教師に個別の職務命令 可)、 国歌斉唱はピアノ伴奏による 正面に国旗と都旗を掲揚し(三脚は不 いての通達を出しました。 教育は教師と生徒との人格的ふれあ 一〇〇三年(平成一五年)一〇月二 舞台壇上

> どんなに辛いことか、その気持ちに思 ます。君が代を歌いたい生徒もいるで 沖縄出身の人、クリスチャンの人など を受けた二二〇名の教師は、一〇・二 から君が代斉唱に抵抗がある生徒もい 日の丸・君が代の負の歴史や思想信条 いをはせることが大切です。懲戒処分 しょうが、君が代を歌わされることが

> > 当な支配」(教育基本法違反)として 無効、懲戒処分も無効として東京地方 裁判所に訴えています。 三通達は教育に対する教育行政の「不

> > > 障

# 自ら学び自ら考える力の育成を

要さをうたっています。卒業式は生徒 自身が三年間の成長を見てほしいとい 学び自ら考える力を育成することの重 を定めていますが、同時に生徒が自ら 入学式等における国旗掲揚・国歌斉唱 高等学校学習指導要領は、卒業式・

害児の特徴をふまえたフロア式の式典 う熱い思いと誇りに満ちた場です。 徒自身が内容づくりに参加したり、 の学習は式典の中で強制されるもので 性と意欲を奪っています。国旗・国歌 今や教育のあらゆる場面で教師の自主 伝統を奪った画一的な式典の強制は、 なりました。生徒の個性や学校ごとの なども一○・二三通達以降はできなく

始まりました。 針」に基づく原爆症の認定審査が 昨年四月から「新しい審査の方 その中身は次のとおりです。

そのまま認定する(積極認定)。 ア被爆態様が、 病名の要件を満たす場合には 約三・五キロ以内の直接被 ○時間以内に爆心地から約 以下の被爆態様の要件と疾 原爆投下後約一〇 爆心地から

> イ疾病名が、 件を満たすこと。 二キロ以内に入市したか等の要 れた疾病のいずれかであるこ んなど)、 白血病等の決めら 悪性腫瘍 (固形が

断とする。 に該当しない場合は総合判

離被爆者は全く救済されていませんで は、入市被爆者や約二キロ以遠の遠距 以前の(旧)「審査の方針」の下で したので、この「新しい審査の

長年様々な癌に苦しんでいます。

れていません。 救済されるべき被爆者が救済さ しかし、この基準によっても

たとえば、東京の原告に次の

下痢や脱毛などの急性症状に苦しみ、 件を満たしません。しかし、この方は は爆心地から約二・五キロでした。こ 内)に入市しましたが、その入市地点 爆し、その後八月八日(一○○時間以 島の被爆者で、四キロの地点で直接被 のため、ぎりぎり前記の被爆態様の要 ようの被爆者がいます。この方は、 いくものであるはずです。 はなく、日頃の授業の中で学び考えて

ています。そのため、この基準により できません。 救済されない被爆者がいることを知っ でも被爆の実態に合っていないこと、 新たに認定された被爆者も喜ぶことが 被爆者は、この「新しい審査の方針

します。 ていません。 原爆症認定制度の戦いはまだ終わ 皆さんのご支援をお願

# 被爆の実態に合った

のです。

方針」は救済の範囲を広げたも

**- 原爆症認定集団訴訟** 



# 制度開始が近づいています

### 本来は延期すべきです

まります。 今年五月二一日から裁判員制度が始

この制度には、えん罪を生み出しかれない重大な問題があります(詳細はおい。差し上げます)。そのため、その問題が解決するまでは、少なくともの問題が解決するまでは、少なくともの問題が解決するべきであり、訴え続ければならないと考えています。

それでも、皆さんの中には、裁判員に残補者に選ばれた旨の通知を受けとった人や、家族や友人が受け取ったという人もいるでしょう。そのような人にとってみれば、どのような手続で裁判員に選ばれるのか、辞退することはできないのかなどの実際の疑問や不安をきないのかなどの実際の疑問や不安をきないのかなどの実際の疑問や不安をきないのかなどの実際の疑問や不安をきないのかなどの実際の疑問や不安を

### 一裁判員選任手続

### 毎年一二月ころ、有権者の中から、 裁判員候補者名簿の作成・通知

判所に行く必要はありません。

マにで選び、名簿を作成します。
この名簿が作成されると、その候補
者のもとに、その旨の通知と調査票が
者のもとに、その旨の通知と調査票が
さられてきます。この時点では、個別

られています。
しかし、その辞退事由は法律で決め
しかし、その辞退事由は法律で決め
しかし、その辞退事由は法律で決め

重い疾病又は傷害により裁判所に出去五年以内に検察審査員等の経験者、は、 七〇歳以上、学生又は生徒、過間通じてあてはまる辞退事由として

す。頭することが困難であることなどで

は、呼出をしないとしています。討して辞退が認められると考えるとき候補者を選んだ場合、この調査票を検裁判所は、くじで将来個別の事件の

### 個別事件の裁判員候補者の選任

事件毎に、の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。その事件の裁判員候補者を選びます。任手続期日)の約六週間前に、その候任手続期日)の約六週間前に、その候事件毎に、の名簿の中からくじで

ています。

ます。 辞退事由について聞かれるとされていいるため、質問票はその日程に基づくいるため、質問票はその日程に基づく

常生活を営むのに支障がある同居の親て、 自分が介護、養育しなければ日ほどの重い疾病又は傷害の存在に加えこの時点での辞退事由としては、先

断した場合、その呼出を取り消すとし族等がいる、 重要な用務であって自らがこれを処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれがある、 結婚妊娠中又は出産の日から八週間以内である、 配偶者等の通院、入院、退院に付き添う必要がある、などです。 は対所は、この辞退事由があると判 裁判所は、この辞退事由があると判 した場合、その呼出を取り消すとし

### 裁判員選任手続期日

日に裁判所に行きます。 裁判員候補者は、裁判員選任手続期

とになります。件の関係者でないか等)を記入するこ説明され、候補者は当日用質問票(事説明され、候補者は当日用質問票(事

ます。その小部屋には、裁判官三名とら小部屋にて質問を受けることになり次に、候補者は一人ずつ、裁判長か

### 東京北法律事務所



辞退事由の詳細や、不公平な裁判を被告人)が同席にします。

選任され、午後から事件の審理を開始 (たとえば、マスコミ報道とは関係なく判断できますか等)がされると考えられます。 通常の事件では、午前中にこの選任られます。

三知らなければならないされます。

### 基本原則

ある裁判員裁判の模擬裁判での出来事です。全ての審理が終わった後に行われる裁判官と裁判員だけの評議において、裁判長が最初にこのようなことを言ったとのことです。「検察官のストーリーと弁護人のストーリーのどちらが説得的でしたか」と。

する発言です。 
の発言は、刑事裁判の基本原則を無視われるかもしれませんが、この裁判長の発言は、刑事裁判の基本原則を無視の発言は、刑事裁判の基本原則を無視している。

告人の有罪が『合理的な疑い(合理的るまで、被告人は無罪と推定され、被います。これは「判決で有罪が確定すその基本原則を「無罪の推定」とい

の原則です。
ない限り、被告人は無罪とされる」とない限り、被告人は無罪とされる」と

にはできないのです。
しはできないのです。
という程度では有罪にはできませう」という程度では有罪にはできませら少しでも疑問が残っていたら、有罪にはできませいがある。
いったの常識に照らして、証拠から少し説明すると、「おそらく犯

もっともその合理的な疑問は証拠にもっともその合理的な疑問は証拠にが、検察官の主張する犯行態様では不可能ではないけれど、不自然で難しいなどです。この場合に「難しいけれど、不可能ではない」として有罪にすることには問題があるのです。

なくても無罪となるのです。
○○%検察官にあります。被告人は何もし分が無実であることを証明する必要は分が無実であることを証明する必要は分が無実であることを証明する必要はないのです。つまり、その検察官の証

みましょう。 えて、先ほどの裁判長の言葉を考えて えて、先ほどの裁判長の言葉を考えて

ば有罪とし、弁護人のストーリーが説「検察官のストーリーが説得的であれこの裁判長の発言は、いいかえれば、

得的であれば無罪とする」ものです。得的であれば無罪とする」ものです。

してしまいます。となければ有罪にしても良いと勘違い人が、被告人の無実を説得的に証明でまた、同じく裁判員の多くは、弁護

までは知らないと思います。す。つまり、裁判員のほとんどは内容解している一般の人は少ないと思いましては知っていても、その内容まで理しては知っていても、の内容まで理しては知っていたも、その内容まで理

る保障はありません。
て少なくないため、正確な説明がされをないがしろにしている裁判官が決しが重要になりますが、「無罪の推定」が重要になりますが、「無罪の推定」

### 最後に

判断しなければなりません。げましたが、裁判員はルールに従って今回は「無罪の推定」のみを取り上

意識して下さい。 は、少なくともこの「無罪の推定」を 皆さんが裁判員に選ばれたときに

# おめでとうどざいます

# 北法律は四〇回目の誕生日となりました

弁護士 鳥生忠佑



なり、今年 四〇周年と 律事務所は 東京北法

と考えているところです。 あり、何か記念になる企画を、 たので、各界の方々のすすめも を目指し、北法律を創設してき して、広く市民各層の権利擁護 士生活も五〇年を迎えます。 生地である北区王子に定着

> 参加下さい。 ます。新たな企画には、ぜひご りますので、お知らせ申し上げ 代えさせていただき、中止とな 年はその後に行う予定の行事に セミナー」と「懇親会」は、今 初めに行ってきた北法律「新春 このため、毎年一月か二月

えでも大変です。 皆様の御健勝を祈ります。 今年は大不況で、 暮しのう

### 事件の徹底究明を

青木 護



配信し、真相究明に大きな役割 及は事件当時の映像を全世界に らずとも、インターネットの普 ンタービルの倒壊は飛行機激突 を果たしています。世界貿易セ です。マスメディアは黙して語 戦争が謀略で始まるのも世の常 才

問題をとりあげてくれることを こと、墜落場所とされるペンシ と、日本各地の九条の会がこの 飛行機の残骸はないことなど。 機ではない(機体の残骸もない きさからみて激突したのは飛行 と、ペンタゴンにあいた穴の大 画的な爆破によるものであるこ での火災によるものではなく計 バマ政権の下での真相究明 バニア州シャンクスビルにも

### 出産ラッシュです。 弁護士 坂田洋介

んした元気な子です。 まれました。赤ちゃん、赤ちゃ (昨年一二月)縦横無尽にハイ この原稿を書いている現在 昨年一月一九日に長男が牛

の子が生まれ、今事務所は出産 はひどいですが)。 福に包んでいるものと思います。 ラッシュです。その子も皆を幸 しかし、その幸福を振りま さて、当事務所の竹澤にも男

を幸福に包んでいます(夜泣き ゆる者の心を奪いさり、日々皆 います。その無垢な笑顔であら 破壊し、まさに不思議な怪獣が

っていこう。

をばらまくのはもう結構です。 ばかりです。たとえば、どうし 境が整っているとは言えませ 本当の「育児環境」が必要です。 いのはどうしてでしょうか。金 しょう。待機児童の数が減らな て保育園は足りないままなので く子供を安心して育てられる環 ん。政府の「少子化対策」は名

### 子育て奮闘記

に駆られた。 堵・戸惑いといった色々な思い 味わったことのない、歓喜・安 わが子と初対面した。今までに 波を透して成長を見守ってきた 十月下旬の晴れた日、超音 竹澤美弥子

に何ができるのか、 く中で、日々考えるのは き、現在子育てをしてい が、無事出産することがで 況で里帰り出産をしたのだ 産婦人科医師の減少により深刻 どで取り上げられているとおり 子供の豊かな未来のため な問題となっている。そんな状 いうことだ。 産科医療の現状は、新聞な ٤

ハイし、あらゆる物をなめ回し、

have a dream 岡田幸代

ずか四五年、アメリカで黒人大 統領が誕生しようとしていま な国となる日を。」それからわ の日か、奴隷の子孫と奴隷主の です。「私には夢がある。いつ 行進でのキング牧師のスピーチ ブルにつく日を。肌の色でなく 子孫が兄弟愛をもって同じテー 人間性によって評価されるよう 九六三年、ワシントン大

注視することが大切です。

日本でも九条を実現し、

を担う子ども達の育成に向けた 児、医療、教育といった次世代 ることが重要だと痛感する。育 安心して出産できる社会をつく 日々だが、わが子の寝顔を見る ツか、と奔走し、寝不足が続く 総合的な施策が急務となってお たび、自身の経験からも妊婦が 夜泣きする度に授乳かオム 今こそ安心して子育てので

きる環境を作りあ げていくことが 求められている。 だけれども、 まだまだ未熟 子供と共に一 歩一歩母親 の階段を上

ます。今後のオバマ氏の政策を が、確実に少しずつ進歩してい かな行為を繰り返す人類です 境を破壊する、愚 り返し、地球環 す。戦争を繰

和な地球を。 今年もよろしくお願いしま